

総括調査票

調査事案名	(21) 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業等			調査対象 予算額	令和2年度補正(第3号) : 9,500百万円 ほか (参考 令和5年度 : 2,950百万円)		
府省名	農林水産省	会計	一般会計	項	漁業経営安定対策費ほか	調査主体	共同
組織	水産庁			目	漁業経営安定対策事業費補助金ほか	取りまとめ財務局	(東海財務局)

①調査事案の概要

【事案の概要】

- 日本の漁業・養殖業生産量はピーク時の約3分の1まで減少し、過剰漁獲や環境変動等の影響が指摘されている。このような状況を踏まえ、平成30年12月に「漁業法」が改正され、水産庁は、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立し、漁業者の所得向上等を目指す水産改革を推進している。
- 特に水産業の成長産業化に向けて、水産庁では、スマート水産技術の開発・実装や漁業人材確保のための環境等の整備等を図りつつ、資源変動等の変化に適応可能な経営体の育成等に向けた取組を図るとしており、その取組として水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業等がある。
- 本事業は、広域浜プラン等に基づく所得向上の取組に必要な漁船(中古又は新船)をリース事業者(漁業団体)が取得し、資源管理又は漁場改善(以下「資源管理」という。)を行う中核的漁業者にリースする取組を支援(リース漁船の取得費等を助成)する事業である。

取組目標

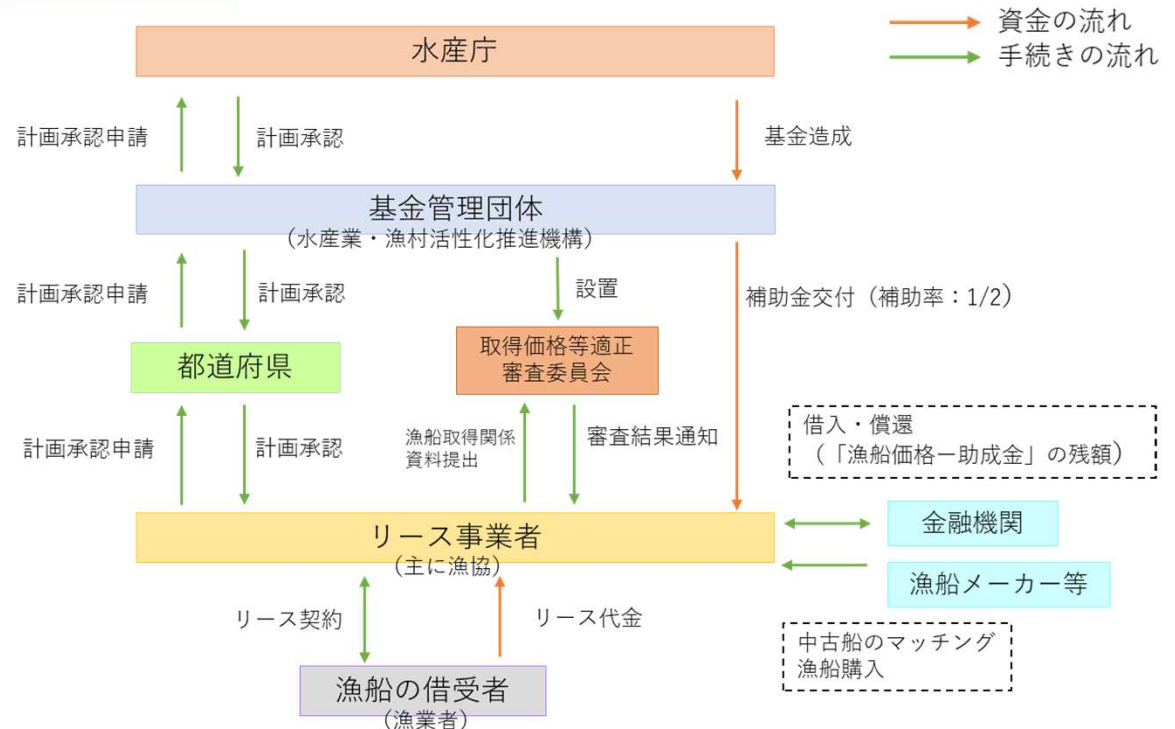
- 5年以内に、漁業所得(個人経営の場合)又は償却前利益(法人経営の場合)を10%以上向上させること。新規就業者にあつては、原則、当該地域の平均漁業所得から10%以上向上させること。
- 自力で次期代船の取得が可能となる利益の留保を実現すること。

※中核的漁業者は、上記の取組の具体的な内容をリース事業者に提出し、リース事業者がこれに基づき事業実施計画書を作成して基金管理団体に承認申請

リース対象漁船・補助率

- 原則として、中古漁船とする。ただし、
 - 十分な努力を払ったにもかかわらず、必要とする規模・仕様の漁船が調達できない場合
 - 中古船の取得・改修費が新船建造費を上回る場合は、新造船も可とする。
- 漁船の取得費・改修費：1/2以内(1隻当たり3億円が助成の上限)

事業の流れ



総括調査票

調査事案名 (21) 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業等

②調査の視点

【調査対象年度】
平成29年度～令和4年度
【調査対象先数】
水産庁 : 1先
リース事業者 : 88先

1. 漁船の取得価格

漁船取得費の低減に努めているか。

③調査結果及びその分析

1. 漁船の取得価格

- 本事業では漁業者の求める漁船導入に当たり、取得費低減の観点から、原則中古船を取得した上で必要な機関・設備等の改修を行うこととし、中古船が調達できない場合には、新船建造が認められているところである。
- 平成29年から令和3年までに本事業で導入された漁船における、新船、中古船の割合及びその取得価格（改修費も含む）を調査したところ、約7割が新船導入となっており、また、新船・中古船別の取得価格（中央値）は、新船の方が中古船よりも2倍以上高い結果となった。なお、総トン数別で件数の多い4トン台、9トン台で比較した場合においても、同様に新船の方が中古船よりも2倍以上高い結果となった。【表1】
- 本調査において回答のあった337件を対象に、10件以上の実績がある都道府県ごとの漁船取得状況を見ると、中古船取得率に大きな差が認められた。【表2】
- リース事業者に中古船のマッチングの実施状況を聞き取ったところ、全県において、複数の漁協等に対し、取得を希望するスペック（大きさ、仕様等）の中古船の有無を確認しているものの、中古船の取得割合が低い県のリース事業者では「近隣の漁協に確認するのみにとどまっている」例があった一方で、取得率が高いリース事業者からは、「周辺の漁協のみならず、県外の漁協や造船所又は鉄工所など広範囲に照会をかける等の取組を行っている」ほか「漁業が盛んなエリアが広い地域は、中古船を見つけやすい」との声があった。
※登録漁船数は、近年減少傾向にあり、令和3年では前年から3,390隻減少の59,500隻となっていることから、中古船は一定数存在すると考えられる。

【表1】漁船（新船・中古）取得価格の比較

漁船	件数	取得価格（中央値）
漁船全体	1,767	4,099万円
新船全体	1,200 (67.9%)	5,098万円
中古船全体	567 (32.1%)	2,208万円
漁船（4t台）全体	560	3,600万円
新船（4t台）	341 (60.9%)	4,250万円
中古船（4t台）	219 (39.1%)	1,770万円
漁船（9t台）全体	207	6,390万円
新船（9t台）	131 (63.3%)	9,682万円
中古船（9t台）	76 (36.7%)	2,994万円

※取得価格の1/2を本事業で補助

【表2】都道府県別にみた漁船（新船・中古）取得状況

都道府県	全体件数	中古船件数	新船件数
A県	30	30 (100%)	0 (0%)
B県	13	10 (77%)	3 (23%)
C県	25	19 (76%)	6 (24%)
D県	13	0 (0%)	13 (100%)
E県	13	4 (31%)	9 (69%)
F県	25	6 (24%)	19 (76%)

※ F県の新船件数19件のうち15件は、4t台の養殖作業船であり、隣接するA県では、同規模同業種の作業船を全て中古船で導入できていた。仮にF県の15件のうち半数の8件が中古船取得できたと仮定した場合の削減額（事業費）は、約2億円と試算される。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 漁船の取得価格

効率的に全国規模で中古船のマッチングが可能となるよう、中古船に係る情報集約・提供体制を構築するなど、中古船照会作業の効率化を図りつつ、個別案件ごとの事業費の適正化を図るべき。

なお、上記の仕組みが整うまでの間、中古船のマッチングの好事例も参考に、
・照会範囲（県外の造船所や鉄工所等の広範囲にまで照会をかけること）
・照会期間（最低半年は中古船の照会をかけること）
等を明確化することも必要。

また、中古船を優先的に採択した上で、残りの配分枠の範囲内で新船導入を採択する仕組みや、新船の補助率の水準も含め検討すべき。

総 括 調 査 票

調査事業名 (21) 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業等

②調査の視点

2. 遊漁船への 転用状況

導入漁船の遊漁船転用状況を実に把握できているか。

3. 資源管理の 取組状況

本リース事業は、資源管理を行う漁業者向けの支援となっているが、水産庁は、各漁業者が行う資源管理の取組を適切に把握しているか。

③調査結果及びその分析

2. 遊漁船への転用状況

- 本リース事業は、漁労所得の向上を目指すものであり、遊漁船への転用は、事業開始時に事前承認を受けた上で、毎年の遊漁船収入等が漁労収入を超えないことを要件としている。
- 水産庁調べによると令和4年度現在、遊漁船隻数は約1.4万隻あり、遊漁船業者（約1.3万人）のうち72%が漁協組合員であることから、漁業者が営む遊漁船は約1万隻と見込まれ、全国の漁船（約6万隻）のうち2割程度が遊漁船としても登録されていると推測される。こうした状況の中、令和3年度会計検査院報告において、本事業で導入した漁船を不当に遊漁船に転用していた事例が指摘されており、遊漁船への転用状況について課題が生じている状況にある。
- 本調査において回答のあった337漁業者について、遊漁船への転用状況を確認したところ、8漁業者（2.3%）から遊漁船収入を得ているとの回答があったものの、事業計画に記載し事前承認を受けた者は1漁業者のみであり、7漁業者については目的外使用となっていた。
また、8漁業者のうち6漁業者については遊漁船収入等が漁労収入以内であったが、2漁業者については、遊漁船収入を漁労収入と切り分けて把握しておらず、基準内か否かを判断できなかった。
- 以上のように、今回調査においては、本リース事業利用者による遊漁船への転用状況（遊漁船として転用しているか否か、転用している場合にその使用割合がどうなっているのか）について、水産庁は適切に把握していないことが確認された。また、本調査においては、遊漁船への転用割合は2.3%にとどまったが、漁船の遊漁船への登録状況（2割程度）を踏まえると実際の転用割合は更に大きいと推測され、遊漁船の使用状況についての適切な確認体制を構築するべき。

3. 資源管理の取組状況

- 我が国水産業では、漁獲量の減少が続いており、その要因としては様々な要因が考えられるものの、適切な資源管理を行い水産資源の維持・増加を図っていくことが重要である。各地域における資源管理の取組として、「資源管理計画」を策定し、各地の実態に即した自主的な管理が行われている。
- 水産庁によると、全国で作成されている各地域の「資源管理計画」のうち、665件において資源量が「減少」と評価しているが、564件は資源管理計画の検証結果を「継続」と位置付けており、資源管理を強化する計画になっていない。各地域における資源管理については、科学的根拠に基づいて適切に資源管理の強化を行っていく必要がある。【表3】
- こうした中、本リース事業では、漁獲量の増加等を通じて漁労所得の向上を目指すものであるが、同時に本リース事業利用者は資源管理に係る取組を行うことが要件となっている。
- 337漁業者の事業計画について、資源管理の取組に係る記載状況を確認したところ、約4割（141漁業者）が具体的な取組内容を記載しておらず、事業実施中の漁業者が適切に資源管理に取り組んでいるか確認できなかった。【表4】
また、337漁業者のうち養殖業者を除いた212漁業者について、資源管理計画の状況を見ると約12%の漁業者において、資源が「減少」と評価された地域の魚種を対象としていた。
- 収益増加のため漁獲量の増加等を計画する漁業者については、特に資源管理の確実な履行が求められているにもかかわらず、適切な資源管理に向けそのチェック機能やフォローアップ状況が十分とは言えない。

【表3】資源管理計画の状況

	継続	強化	小計
減少	564	101	665
横ばい	928	102	1,030
増加	544	59	603
小計	2,036	262	2,298

(注) 各計画作成者は、5年に一度の自己評価・検証の際に、前回計画から資源管理の取組を追加的に措置する場合は「強化」、現行の取組を継続させる場合は「継続」と位置付けている。

【表4】事業計画の記載内容

資源管理の具体的取組	件数 (n=337)	割合
記載なし	141	41.8%
記載あり	196	58.2%

④今後の改善点・ 検討の方向性

2. 遊漁船への転用状況

導入漁船の目的外使用を防ぐため、事前承認の徹底とともに遊漁船収入を毎年報告させるべき。

その上で、例えば、遊漁船収入等が事業開始時の目標漁労収入を継続的に超えているなど悪質と認められるものについては補助金の返還を求めるべき。

3. 資源管理の取組状況

資源管理の着実な推進のため、

・事業計画記載の資源管理の取組について、毎年その実績を報告させるとともに、科学的な根拠に基づいた地域の資源管理の取組を要件化することも検討すべき。

・資源管理を行っていない漁業者に対しては、基金管理団体等による指導、助言を強化し、それでもなお改善が認められない場合には、補助金の返還などを求めていくべき。

なお、事業計画において、事業目標（漁労所得の10%向上）に向けた取組を具体的かつ定量的に記載することも必要である。